第４回　地区別懇談会【中神地区】

日時：令和3年11月20日（土）16:00～

場所：中原小学校体育館

次 第

１．開会挨拶

２．11月６日治水対策（遊水地）及び復興まちづくりに関する説明会の振り返り【資料１】

３．地区の復興まちづくりに向けた資料の説明

（１）治水対策（遊水地）を踏まえた復興まちづくりの方向案について【資料２・３】

①復興まちづくりの方向案

②住まいの再建及び農地の復旧パターンと方向性

４．地区ごとの話し合い

（１）復興まちづくりの方向案について

（２）住まいの再建及び農地の復旧に関する意向について

５．全体共有

６．その他

７．閉会挨拶

【資料】

・資料１：治水対策（遊水地）及び復興まちづくりに関する説明会資料

・資料２：復興まちづくり計画案（治水対策を踏まえた案）

・資料３：住まいと農地の再建パターン

・参考資料１：遊水地や防災集団移転についての事例資料

・参考資料２：補償のあらまし

【中神地区】地質調査結果

色づけ範囲は地質調査結果をもとに、地盤高と地下水との差分を示したものであり、遊水地の範囲を示したものではありません。

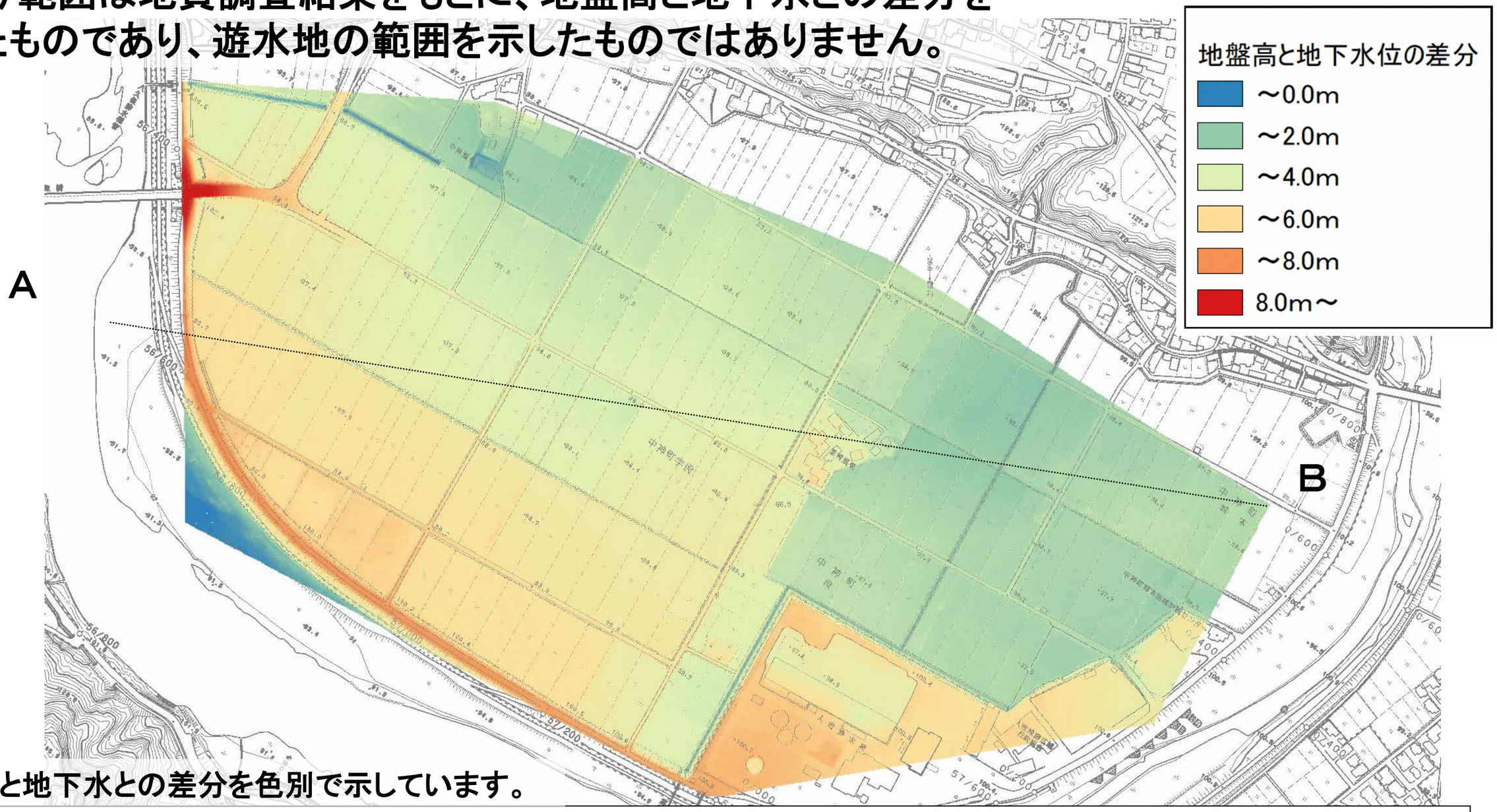

※地盤高と地下水との差分を色別で示しています。

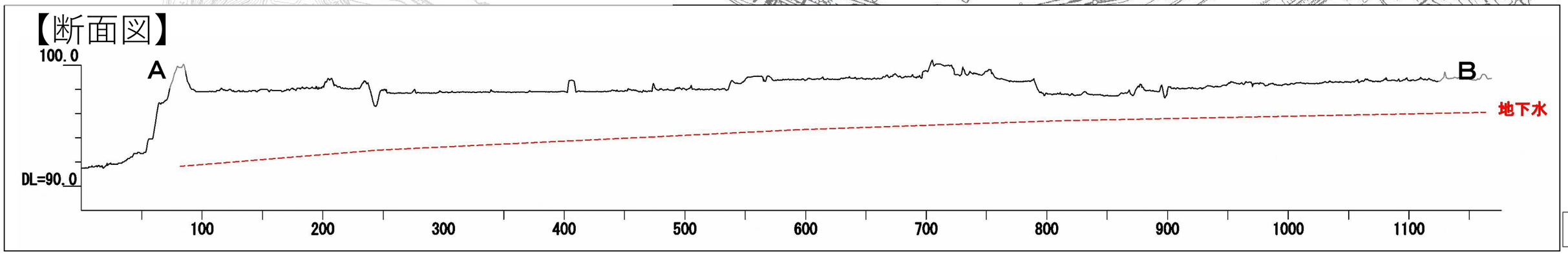

■中神地区の土地利用フレームを踏まえた遊水地配置（案）（一例）

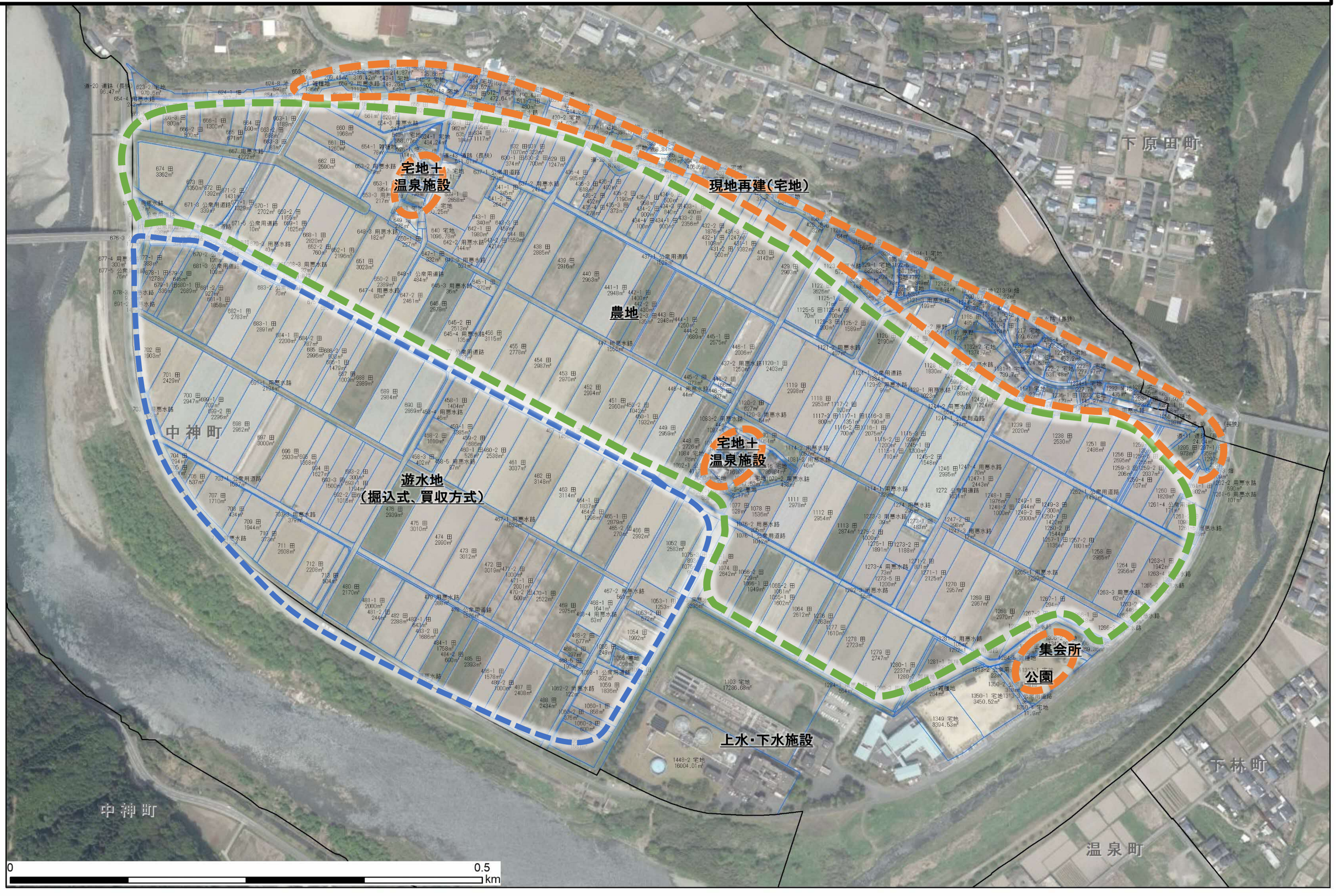

■大柿地区・中神地区の復興まちづくりに伴う住まいの再建および農地の代替地確保のイメージ

※宅地、農地、遊水地の範囲は、決まったものではなく、あくまでイメージです

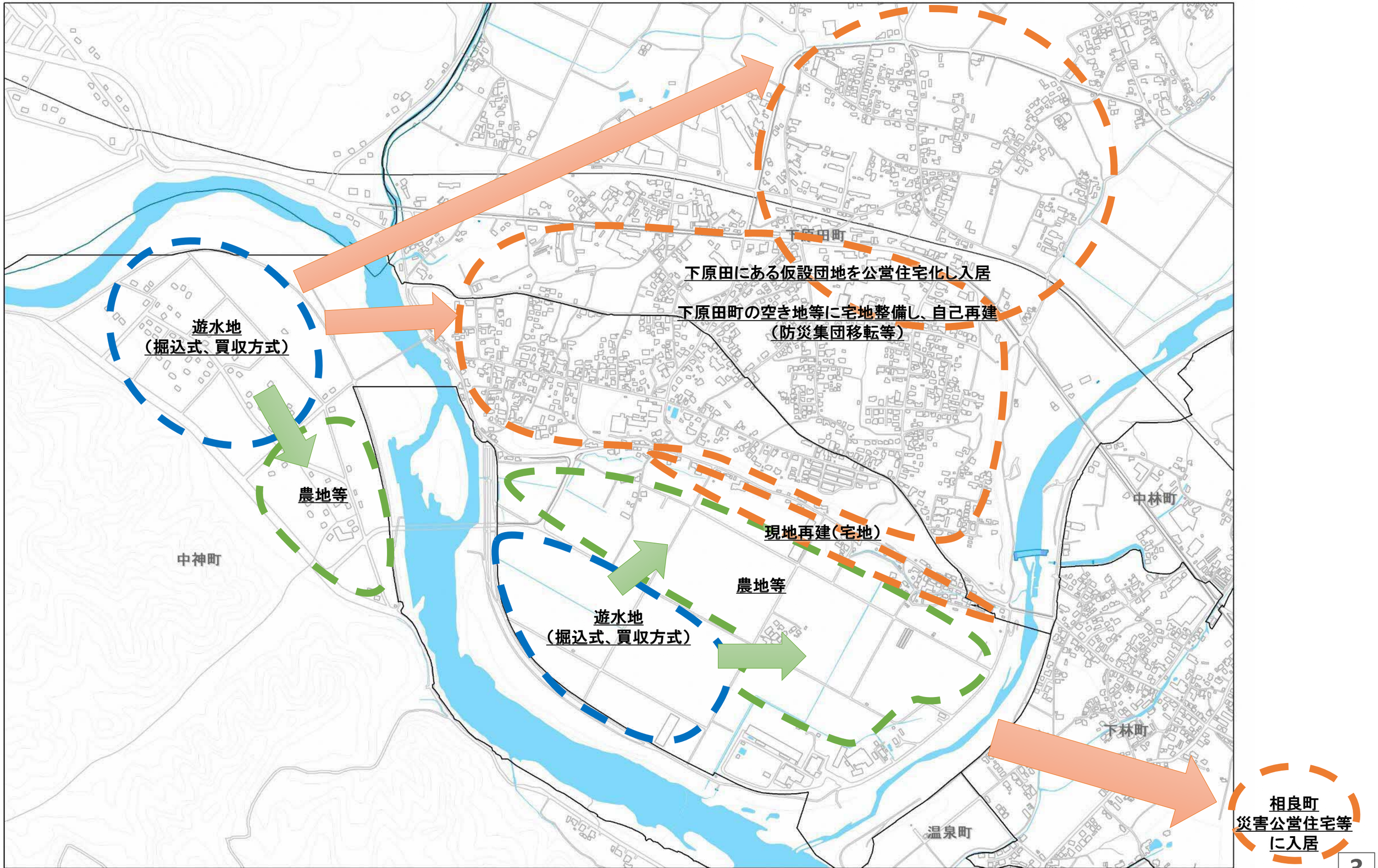

※今後の協議状況等によって変更となる可能性があります。

今後のスケジュール（案）　【R3.11.6時点】

【今回】令和3年11月6日　遊水地に関する説明会

〇地質調査の結果、遊水地（案）・まちづくり（案）の提示

⇩

①令和3年11月中旬　復興まちづくり計画 地区別懇談会

〇遊水地（案）・まちづくり（案）を踏まえた議論

⇩

②令和3年12月　遊水地に関する説明会

〇地区別懇談会等の意見を踏まえた計画（案）の提示

⇩

③令和4年　1月　復興まちづくり計画 地区別懇談会

〇②の説明会を踏まえた議論

④適宜懇談会等を実施

遊水地計画とまちづくりの形を含めた
復興まちづくり計画の策定（令和3年度中）

※今後の協議状況等によってスケジュールがかわる可能性があります。

中神地区　復興まちづくりの計画（地区別懇談会案）【方針・取組み】

資料２

意見集約のキーワード	地区の主な課題	取組み方針	具体の取組み（案）
①被災者のくらし再建とコミュニティの再生 【住まい再建】 【コミュニティ再生】	□住民の負担額減少に向けた取り組み ・嵩上げと書かれているが、嵩上げに関する費用は住民負担と聞いている。宅地の安全性を高めることは重要だが、個人的の負担が増えるのは現実的ではない。 ・住宅再建するに当たり、高齢者には資金面の支援が欲しい。 ・現在は相楽町の市有地で公営住宅の建設が発表されているが、地域のコミュニティを維持する意味でもせめて中原校区内にも公営住宅を建設して欲しい。 □住まいの再建における安全性の向上 ・現地再建を考えているが、治水対策、遊水地がはっきりしないと決めきれない。 ・嵩上げなどの対策が必要。 ・家を再建するため、周辺の洪水対策状況（道路や堤防等の計画）を教えてほしい。 ・嵩上げ、道路拡張は実現できるのか。嵩上げを実行するには遅いのではないか。 □コミュニティ衰退からの脱却 ・温泉が再建できるか。 ・移転した世帯も移転先のコミュニティに不安がある。 ・被災した世帯で、被災前のようなコミュニケーションがとれていない状況である。 ・仮設住宅に入っている方は、現地におらず地元の会合に参加することが難しい状況にある。会合自体もコロナ禍の影響で、回数が減り参加者も減少している。	□住まいの再建における安全性の向上 ・現地での住まいの修復や再建など、早急な生活再建を図るとともに、治水対策の状況も踏まえ、嵩上げなど安全性の向上を図る。 ・仮設住宅に暮らす方が現地（元の地）で安全安心に暮らすことができるような体制を構築する。 ・商業地の復旧の再生だけでなく農村部分の復旧についての情報発信を行うなど偏りのない情報発信を行う。 □コミュニティの再生	□安全性を高める建て方の誘導 ・建物１階のピロティ化、浸水深以上の居室の確保。 （嵩上げの高さや補償内容の具体化、リフォームする人の対応検討、山側の急傾斜の崖災害の考慮等） ・建物構造の耐水化。 ・宅地の盛土・嵩上げ。 ・防災集団移転、がけ地近接等危険住宅移転事業　等。 ・豪雨災害以外の台風などの災害に対応した設備改善。 ・堤防に接した宅地の復旧。 ・堤防の将来計画（築堤高）や熊本地震の影響による地盤のゆるみの考慮。 ・河川との境界の確定。 ・境界沿いに生い茂る樹木の処理。 ・中神は現地再建しか考えていないのでは？→嵩上げしかない。 ・再建住宅への補償も含めて、嵩上げ・拡張をしてほしい。 □町内情報の整備と組織の連携
②力強い地域経済の再生 【生業再建】	□農地復旧・農業の継続 ・先祖伝来より守り続けてきた農地や住まいであり、ないがしろにできない。 ・堆積土砂の撤去、農地復旧、耕土の復旧等が必要。 ・圃場整備された優良農地の代替地の確保が必要。 ・農機具も古くなり、営農を続けていくには難しい状況。 ・営農者の後継者不足、高齢化の状況がある中で、営農意向のある方と遊水地希望の方との交換ができないか。何らかの形で治水に役立ててもらいたい。	□農地復旧・農業の継続 ・治水対策の状況を踏まえつつ、農地の復旧、優良農地の維持、営農形態の見直し等による農業の継続を図る。	□農地復旧・農業の継続 ・農地等災害復旧事業。 ・優良農地の代替地の確保。 ・営農形態の見直し（集落営農、営農法人等）。 ・遊水地との取り合いについて早急な情報提供。
③災害に負けないまちづくり 【避難対策】	□安全な避難ルートの確保 ・あきだん坂が急勾配で、道幅が狭く、避難できない。地区内道路には行き止まり区間がある。拡幅するだけでなく、現状の農道から市道にしてほしい 。 ・中原小学校へのアクセス道路が急勾配。 ・避難ルートの道路側溝が詰まり、氾濫し危険な状態。 ・徒歩による避難者が多く、避難時の荷物も限られ、負担になっている。 □避難所の見直し・改善 ・生涯学習センターや中原公民館が遠い。 ・避難所の中原小の開設には1時間要し、開いていたのが１時間だけであった。 ・体育館にクーラーがなく、夏場は大変。（現在は設置済）。 ・指定避難場所の中原コミュニティセンターは、遠くて少し低いところにあり、利用しずらい所があるため、地区ごとに細かく整理したほうがよい。 □安全な避難方法の確立 ・防災無線の避難情報の伝達。 ・防災ラジオの使用（持ち運びが可能で、高齢者でも簡単に使える、勝手に情報が流れるようになっているので良い） ・就寝中のため発災時の携帯アラームに気づけなかった人がいる。 ・上流部の降雨状況によって、河川の水位が予見できるため、上流部の降雨状況がわかる情報システムが出来ないものか。 ・避難路を利用する上で必要な視界を確保してほしい。（照明灯の増設、路上に伸びた樹木の伐採等）	□安全な避難路の整備 ・高台や避難所への安全な避難路の整備を進める。 ・市道の嵩上げについて検討する。 □避難所の見直し・機能拡充 ・指定避難所・自主避難所の見直し、コロナに対応した避難所の分散化、避難所の機能強化を図る。 □自助共助の避難体制の構築 ・避難情報の確実な伝達を行った上で、町内での共助により要支援者の避難行動を支援する仕組みや体制づくりを進める。 ・防災無線の声を聞き取りやすいように改善する。	□安全な避難路の整備 ・高台への避難路の整備・拡幅、離合場所の設置、沿道の急傾斜地の対策。 ・排水溝の設置。洪水時の転倒などを防ぐため側溝の蓋掛け。 ・避難路における低地部分の水たまりの改善。 ・深夜に災害が起こる場合を想定した、樹木の伐採や街路灯の整備。 □避難所の見直し・機能拡充 ・指定避難所・自主避難所の見直し。避難所の空調設備等の拡充。 ・避難所の運営方法の改善。個々の災害弱者に対応したきめ細やかなレイアウト・配置、避難所内での情報伝達媒体の改善。 ・避難所（小学校、コミセン等）の段差をなくすスロープやトイレを高齢者対応（洋式トイレ、数を増やす等）、バリアフリー化。 □地域特性を踏まえた地区防災計画、マイ・タイムラインの作成 ・地区の災害リスクを踏まえた地区防災計画の作成。 ・避難のタイミングを判断する地域独自の「きっかけ」の検討。 □防災情報の伝達機能強化 ・各世帯への戸別受信機の配布（市より、６月から順次配布）。 ・避難のタイミングの明確化や増水状況の指標の設置。（警告灯、サイレン） □自助共助の避難体制の構築 ・町内支援ネットワークの「サポーター」の仕組みの構築。 ・実際に起こり得る状況を想定した、地区単位での避難訓練の実施。 ・地区内の要支援者リストとその避難を支援する住民のリストの作成。
【治水・土砂災害対策】 【復興まちづくり】	□土砂災害警戒区域 ・崖地付近が土砂災害警戒区域／特別警戒区域に指定。 □遊水地 ・遊水地に係る詳細な情報提供が必要。 ・水害が起きないような有効な治水対策としての活用。 ・自宅への影響、水面の高さ、遊水地に方式に伴う景観、土地利用がどうなるか。 ・遊水地は下流域のためのもの。上流域との協力が必須。 □治水対策 ・市房ダムの計画的な放流。瀬戸石ダムの対策など、球磨川本川の治水対策。 ・山田川、馬氷川など球磨川支流のバックウォーターへの対応。 ・流水式ダムはきちんと稼働するのか心配。予測できない豪雨に対するダム管理。 □排水施設の見直し ・排水施設の老朽化や排水能力の不足による道路の遮断。 □地域の自然環境・景観 ・春にはレンゲ畑となり、緑が一面に広がる。シラサギやトンビもたくさん飛来する。冬は田んぼ（低地）と高台とでは気温差がある。空気がおいしく、山、空、川の風光明媚な場所。	□遊水地に関する情報提供 ・国からの遊水地の整備内容等についての情報提供を踏まえ、住まいの再建や農業の継続のあり方を検討する。 □本川・支川の水位の低下 ・上流から下流、集水域から氾濫域までの治水対策を総合的に取り組む。 □治山対策 ・橋の流出対策として、山の流木が流れ込まないように、緑の流域治水として治山も考慮する。 □排水施設の整備 ・排水機能の抜本的な見直しを行う。 □自然環境や地域景観の継承 ・中神の美しい自然の再生を図る。	□遊水地に関する情報提供 ・国からの遊水地や流域治水に関する説明や協議の場。 ・現状の住まいを活かせる輪中堤、引き堤についての説明の場の提供。 ・遊水地整備に関する住民・地権者の意向把握。 □遊水地 ・小さな面積での掘り込みの模索 ・遊水地での対応ではなく、被害にあった時点での補償を行う方式。 ・上流域との協力を推進。 □流域治水プロジェクトによる本川・支川の水位の低下 ・流水型ダム整備、市房ダム再開発、河道掘削、遊水地整備等 ・災害時の内水排出のポンプの自動化。 ・遊水地より引き堤にして、球磨川に水を貯める。 ・大柿地区の毘沙門の所、小柿公民館の上の高さに堤防を作る。 ・気候変動に対応し、普段のダムの管理を徹底する。 ・瀬戸石ダムの運用の検討。 ・河川の掘削。

中神地区　復興まちづくり計画（地区別懇談会案）【地区整備方針・避難ルート図】

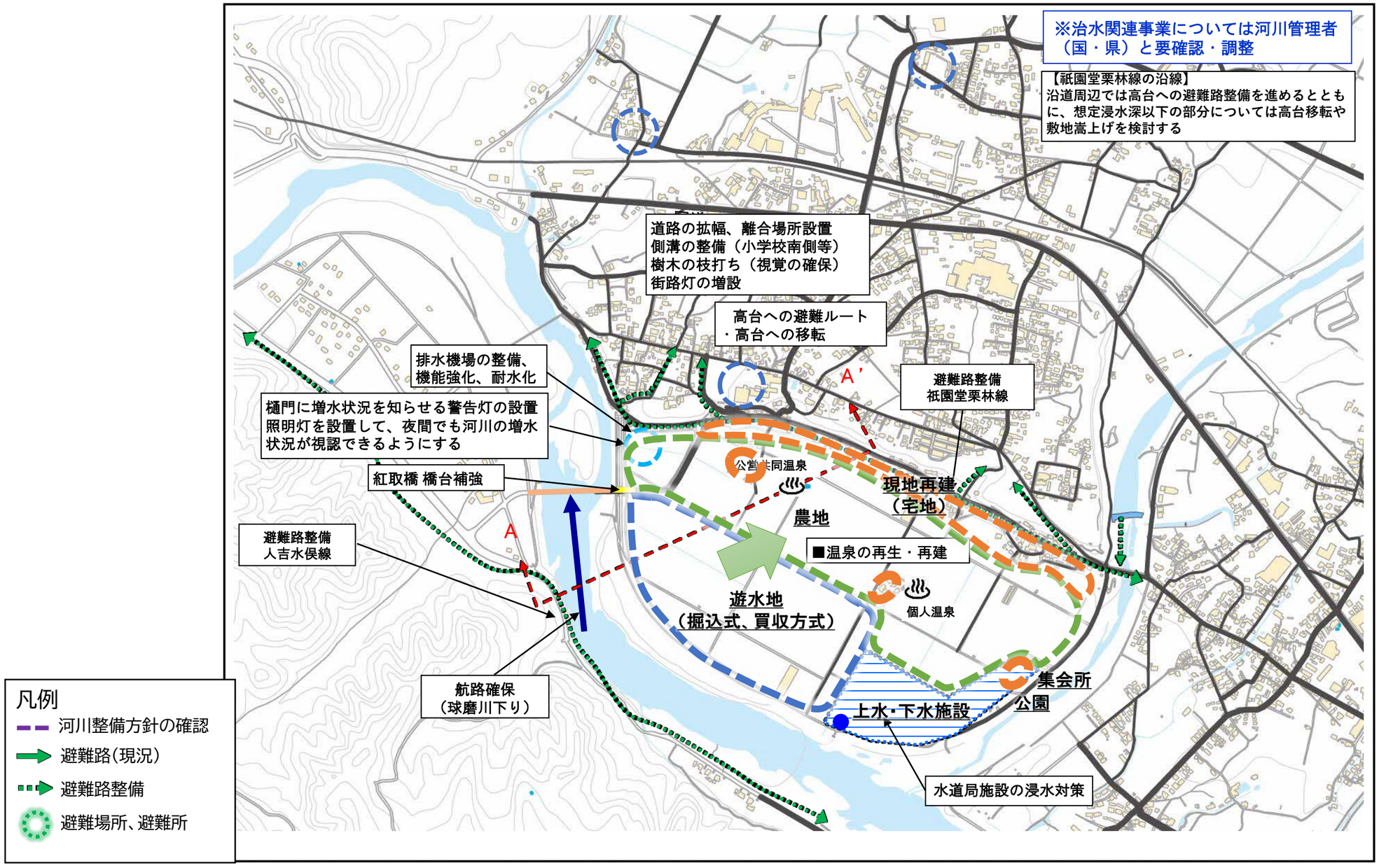

地区内の農地（譲渡意向のある農地等）に移転

断面イメージ図

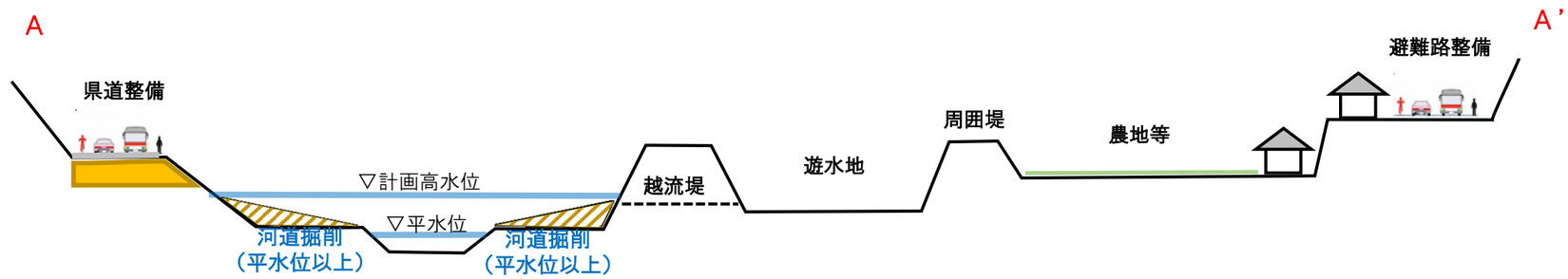

住まい再建及び農地利活用のパターンと流域治水（遊水地）との整理表（案）

資料３

※着色部分は11月6日流域治水（遊水地）説明会での配置案を踏まえたパターン

令和3年11月20日時点（中神地区）

流域治水（遊水地）	住まい	農地	長　所	短　所
計画区域外	現位置再建	農地復旧（現地）	・現在の場所で住み続けながら営農を継続できる	・洪水時に住まいや農地に被害が出る可能性がある
		営農なし（農地売却含）	・現在の場所で住み続けられる	
		農地移転：中神地内（遊水地外）	・より安全な場所で営農できる	・今までと違った場所で営農する必要がある
		農地移転：地域外		
計画区域内（掘り込み）	※住まいは計画区域内には無し	営農なし（農地売却含）		
掘り込み＋地役権	※住まいは計画区域内には無し	農地復旧（現地）	・現在の場所で営農を継続できる	・地下水位が高い場合には農地が浸かるおそれがある
		農地移転	・別の場所で営農することができる	・別の場所で営農する必要がある
		営農なし		
地役権方式	※住まいは計画区域内には無し	農地復旧（現地）	・現在の場所で営農を継続できる	・洪水時には遊水地として農地が浸かる

農地の所有者の権利移動（農地法に基づく）

【参考事例】 小倉遊水地（熊本県阿蘇市）

参考資料１

小倉遊水地（熊本県阿蘇市）

**初期湛水地（掘り込み・用地買収方式）と
二次湛水地（地役権方式）を併用した例**

※出典：阿蘇市広報誌

※図中の点線は断面図の位置を示したものであり、
水の流れを示したものではありません。

大観峰からの小倉遊水地の鳥瞰

初期湛水地（掘り込み・用地買収方式）

初期湛水地と二次湛水地の間の仕切堤

二次湛水地（地役権方式）

周囲堤

防災集団移転促進事業

※赤字下線部はR3法改正事項

参 考

国土交通省

災害危険エリアにおいて、地域コミュニティを維持しつつ、防災性向上を図るため、住居の集団的移転を促進することを目的とした、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等に対し事業費の一部を補助

【事業の概要】

施行者

市町村、都道府県（市町村からの申出に基づく）、都市再生機構（自治体からの委託に基づく）

移転元地（移転促進区域）

自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域(※)

※災害危険区域、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域

移転先（住宅団地）

５戸以上(※)かつ移転しようとする住居の数の半数以上

※ただし、災害ハザードエリア外からの移転については１０戸以上

【国庫補助の対象となる主な経費】（補助率３/４）

① 住宅団地の用地取得及び造成

（関連して移転する要配慮者施設に係る土地の整備を含む。なお、分譲の場合は補助対象外。）

② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助

（住宅ローンの利子相当額）

③ 住宅団地に係る公共施設の整備

④ 移転元地の土地・建物の買取

（やむを得ない場合を除き、移転促進区域内のすべての住宅の用に供する土地を買い取る場合に限る。）

⑤ 移転者の住居の移転に対する補助

⑥ 事業計画等の策定に必要な経費　（補助率１/２）

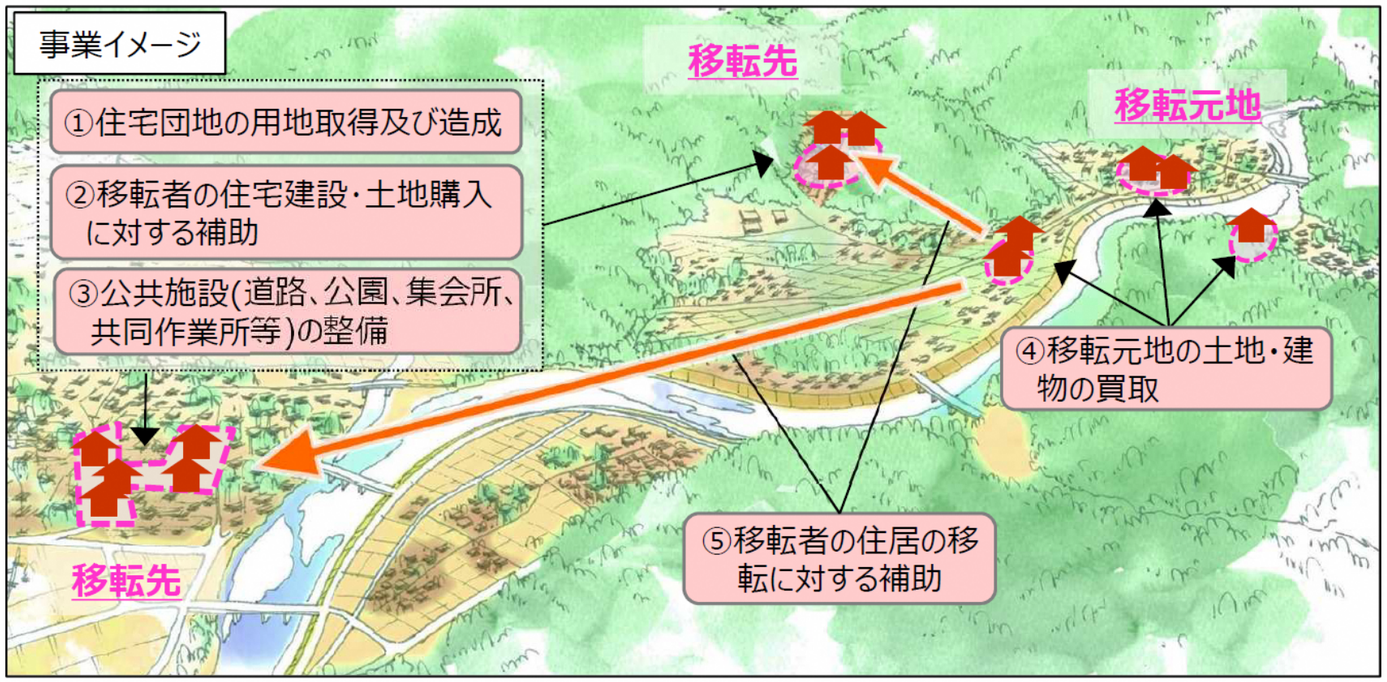

補助と地方財政措置をあわせて約94%が国の負担

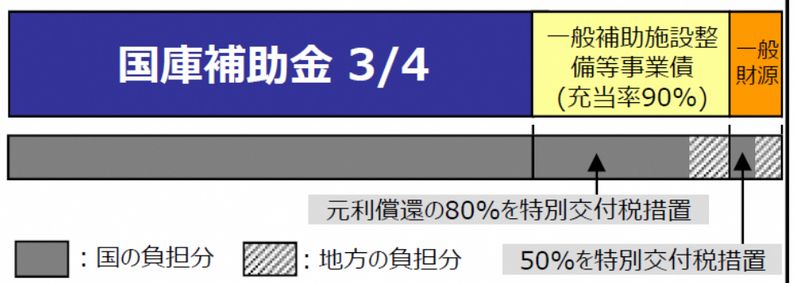

地方財政措置

1）地方負担分については一般補助施設整備等事業債の対象（充当率90%）。その元利償還金の80%を特別交付税措置。

2）一般財源分についても50%を特別交付税措置。

※⑥事業計画等の策定に必要な経費についても同様。

※都道府県が実施する場合は、特別交付税措置の対象外。

※出典：国土交通省

【参考事例】差し込み型防災集団移転の例（岩手県大船渡市）

まちの再生への貢献

既存集落を活かしたコミュニティの維持・形成

国土交通省

● 防災集団移転促進事業により、新規の住宅団地造成と、スポンジ化した既存の集落への差し込み移転を併用し、コミュニティを強化。

■越喜来（浦浜）地区（岩手県大船渡市） 防集（団地）

- ✓ 岩手県大船渡市では、高台移転に伴う従前のコミュニティの分散や、非被災住宅のみが従前地区内に残されることによるコミュニティの脆弱化が課題となっていた。
- ✓ 住民主導による再建意向確認や移転用地選定により、事業のスピードアップにつながり、非被災集落の未利用地に差し込む形での防災集団移転促進事業用地の設定を可能に。
- ✓ 既存のコミュニティの枠組みをほとんど変えることなく、 従前の地区の5つの自治会がいずれも存続。

既存集落に差し込んだ防集事業用地に再建された住宅

浦浜地区緑地広場（ど根性ポプラ広場）のオープニングセレモニー
地域住民や関係者約350人が来場 （2018.5.27）

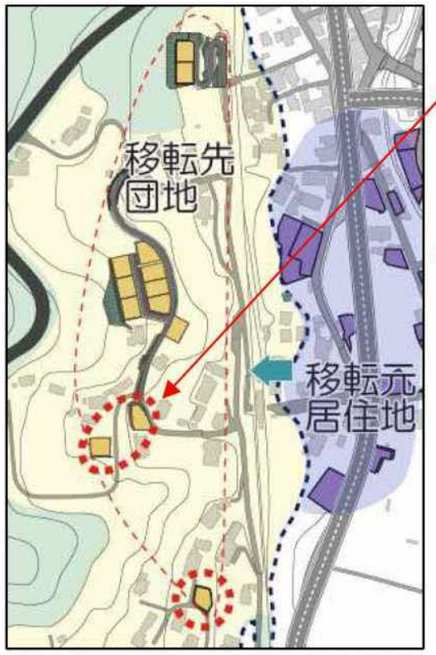

既存集落に差し込んだ防集事業用地

その他の事例

三軒茶屋西地区
（宮城県岩沼市：防集
ほか

※出典：国土交通省

【参考事例】災害危険区域の指定の例

災害危険区域の指定による建築制限の概要

区　域	想定浸水深	制限対象施設	
		住居の用に供する建築物	社会福祉施設、学校及び医療施設
第１種区域	概ね2.0m以上	建　築　禁　止	建　築　禁　止
第２種区域－A	概ね1.0m以上2.0m未満	・基礎上端の高さが道路から1.5m以上の場合は、地階に居室有さない建物は建築可能 ・基礎上端の高さが道路から1.5m未満の場合は、強固な建物(※1)で居室が2階以上の建物は建築可能	建　築　禁　止
第２種区域－B	概ね1.0m未満(※2)	・基礎上端の高さが道路から0.5m以上の場合は、地階に居室有さない建物は建築可能 ・基礎上端の高さが道路から0.5m未満の場合は、強固な建物(※1)で居室が2階以上の建物は建築可能	建　築　禁　止
第２種区域－C	東日本大震災により浸水した上記以外の区域(※3)	・地階に居室を有さない建築物は建築可能	・地階に居室を有さない建築物は建築可能

(※1)強固な建物：鉄筋コンクリート造又は鉄骨造
(※2)予想浸水深が0mの区域を除く
(※3)都市計画事業により宅地を嵩上げした区域及び当該区域の背後地を除く。
■　第1種区域、第2種区域－Ａ及びＢにおいては、災害危険区域の指定の告示をした日における延べ面積の1.2倍を超えない範囲での増築が可能

災害危険区域の指定イメージ

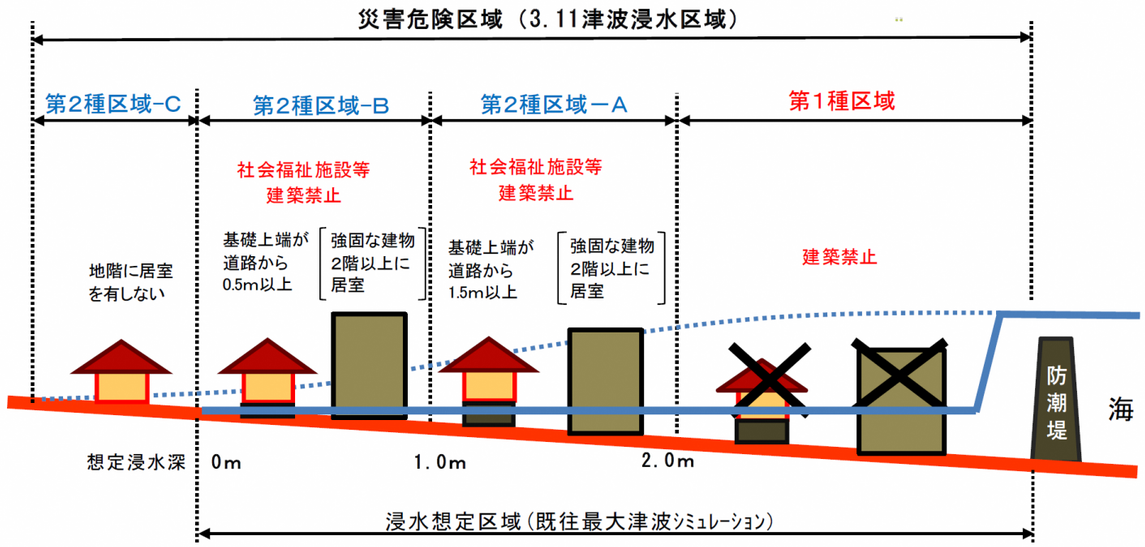

1　住居の用に供する建築物とは、専用住宅、併用住宅、共同住宅、長屋、寄宿舎、下宿及び寮をいいます。
2　社会福祉施設、学校及び医療施設とは、津波防災地域づくりに関する法律施行令第21条に規定する施設をいいます。
3　地階とは、床面から天井高の1/3以上の高さが、地盤面下にある階をいいます。
4　居室とは、居住、作業、娯楽等に続けて使う室をいいます。居間、寝室、応接室、台所等をいい、浴室、便所、物置等は居室ではありません。
5　強固な建物とは、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造の建築物をいいます。
6　浸水想定区域が3.11津波浸水区域より広い場合は、浸水想定区域とします。
7　木造、鉄筋コンクリート造等の建築物の構造は問いません。

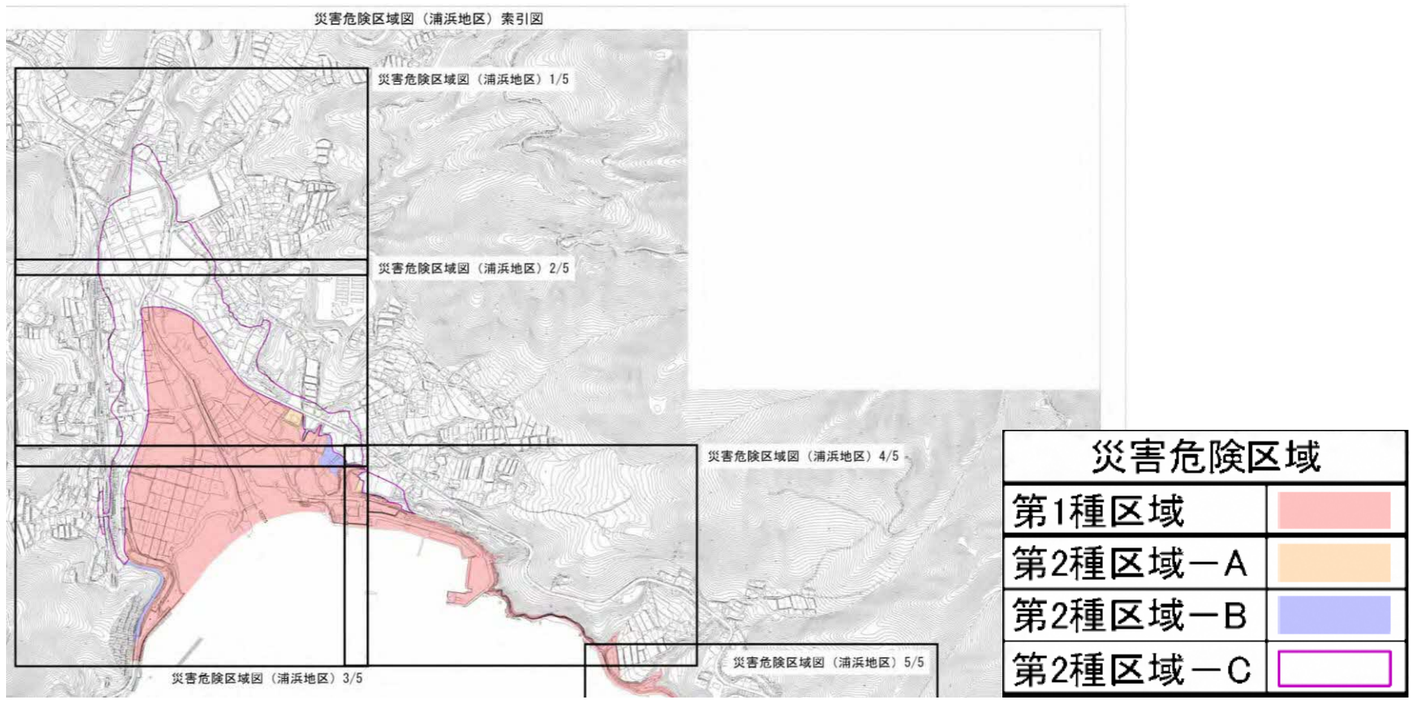

※出典：大船渡市資料